

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 畜舎建築利用計画の認定	畜 産 課
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課

告 示

長崎県告示第723号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和5年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名
株式会社 高田牧場 代表取締役 高田 紳次
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
5 畜第742号
令和5年11月21日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地
長崎県南島原市有家町尾上字牛西辻3907他9筆
4. 認定に係る畜舎等の種類
飼養施設（肉用牛）
堆肥舎

長崎県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 稗木場有田線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡波佐見町村木郷1805番10地先から 東彼杵郡波佐見町村木郷1805番2地先まで	前	14.3～15.5	18.4	
	後	15.4～15.5	18.4	

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
H I ヒロセスーパーコンボ諫早バイパス店
長崎県諫早市栗面町94番地
- 届出の概要
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻に関する届出事項の変更
②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- 意見書の概要
(1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保潔重
(2) 意見書の内容
意見なし
- 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和5年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧期間 令和5年12月6日から令和5年12月19日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 五島振興局建設部河港課、五島市役所久賀出張所、五島市役所杵島出張所、久賀島地区公民館、五島振興局4階A会議室
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
(1) 五島市
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 意見書の提出
(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定

しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき五島市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒853-8502 五島市福江町7-1
五島振興局建設部河港課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト